



佐藤 守正

## 町の総合計画の作成は 多くの町民の参加と議会の充分な審議を経て

### 質問

「総合計画」は十年間の「町の全ての施策を管理する計画書」である。今次計画は来年で満了するので、次期の計画を来年度中に作成せねばならないが、策定作業の手順はどのように考えているか。

### 町長答弁

今年の九月頃から作業を始めた。公募を含んだ審議会委員および町職員による作業部会を立ち上げる。また今年度中に「町への要望」という形で町民の皆さんからアンケートを頂く予定である。

### 質問

公募の審議会委員も入れるつもりか。

### 町長答弁

委員の公募は行う。

### 質問

町民アンケートの集め方についての注文がある。計画を策定するに際しての最初の作業は、その期間中に町が取り組むべき事業の具体的な内容を役場の実務担当者が見ず定めることだ。その素案を策定委員会や審議会などの議を経て原案とし、それを「広報ゆざわ」などに載せて町民の意見を求めてほしい。つまり漠然と「町への要望」を聞くという従来のアンケートのやり方ではなく、作成途中の原案を町民に示して、それに対する意見を求めるべきである。それが町民参加である。

### 町長答弁

また議会には計画の目標の部分しか提案しないというのが従来のやり方だったが、事業計画の部分も含めてその全体を議会の審議の対象にしてほしい。

湯沢町のあるべき姿と具体的な施策について、町民やマンション住民にアンケート調査を行ったりしながら策定したい。また原案策定前にも新聞折り込み、ホームページなどを利用したパブリックコメントを実施し、多くの皆さんの意見を取り入れる中で、向こう十年を見据えた総合計画を策

定したい。マンション定住者の方からも審議会委員になっていただいで、様々な角度からご意見を頂けるようにしたい。

もちろん議会にも事業内容についても審議していただく。

### 質問

総合計画はその全体を議会の議決事項にすべきと考えるが、いかがか。

### 町長答弁

自治法第二条四項には基本構想（目標の部分）の議決でよしとされているので、そこにとどめたいと考えている。ただし基本計画は基本構想に基づいて作成するものであり、基本計画についても議会の皆さんのご意見

見をお聞かせいただきながら決定して行きたい。

### 佐藤発言

自治法九十六条には、議会が議決すべき事件を十五項目にわたって列挙しているが、それ以外の事件も条例で定めて議決事項にできる旨定められている。

もし議会への提案が目標のみで、計画の前身にまで及ばないような提案の仕方であるならば、基本計画の全体を議決事項にすべしとする条例を議員発議で提案するつもりである。

